

2007年6月レポート

• 国別:

タイ

- 1 メルク社、エイズ特許薬の薬価引下げへ
- 2 伝統的知識法の制定に向けた圧力
- 3 米国、タイの知的財産海賊版撲滅に協力
- 4 タイの新特許、視界内に
- 5 政府は強制実施権に着手か
- 6 チャイヨー社のウルトラマン商品、市場から撤退へ
- 7 タイチーム、マラリア薬で画期的な米国特許取得
- 8 海賊行為取締り推進者
- 9 タイ、11月のアセアン、EU知的財産フェアの開催国に
- 10 米国の下院議員、タイの権限の範囲内と述べる
- 11 RSは著作権料を一部放棄
- 12 抗がん剤への強制実施権発動間近
- 13 バンドン宣言
- 14 政府、心臓病のジェネリック薬輸入へ
- 15 警察、200枚のCD押収
- 16 ホテル協会、RSミュージックのボイコット開始か
- 17 米国、GSP特権を削減

マレーシア

- 1 知的財産の保護を
- 2 第4四半期に新知的財産助成金案
- 3 知的財産裁判所設置へ
- 4 ソフトウェアのコンサルタントが「侵害者」の一味
- 5 マレーシアーロシア間でジョイント・コミッション立ち上げへ
- 6 デュポン社、マレーシアで IPR 侵害摘発
- 7 マレーシア、海賊商品との戦いで勝利

シンガポール

- 1 偽造たばこ販売で夫婦刑務所へ
- 2 シンガポール特許法、2007年4月1日付で改正
- 3 警察、4番目の会社を摘発
- 4 企業内の不正ソフト使用を減ずるためのソフトな方法

フィリピン

- 1 NBI捜査官偽ルイ・ヴィトン製品を押収
- 2 通関法改正通過、薬品法は保留
- 3 6月に10年目を迎えるフィリピンの知的財産法
- 4 ビノンドで模倣シューズ押収
- 5 NBI、2千7百万ペソ相当の偽アパレル押収

インドネシア

1. インドネシア、アジア・アフリカ知的財産フォーラムを主催
2. アジア、アフリカ諸国、文化的・遺伝的権利で統一

ベトナム

- 1 ハノイで知的財産権の5コース開催
- 2 知的財産庁が出願システムをグレードアップ
- 3 国内企業、商標の海賊行為で罰金
- 4 6月にワシントンでベトナム-米国の合同委員会開催
- 5 22,400件の文学作品の著作権登録される

ラオス

- 1 公正な競争と消費者保護を創る
- 2 チャンパサック、偽造品を焼却

インド

- 1 米国、古来のインドヨガへの特許付与を拒絶
- 2 インド、他国での特許阻止のためヨガの歌を訳す
- 3 税関、IPR侵害者への取締りで対策強化
- 4 インド、米国に「ヨガシステムの不適切使用」の中止を求める
- 5 海族版CD 35万ルピー相当押収、4名逮捕
- 6 ガン医薬品特許訴訟、新しい局面に遭遇

パキスタン

- 1 WIPOが知的財産権セミナーを開催
- 2 マイクロソフト社、LGがパキスタンで特許契約に調印
- 3 地理的表示に関するセミナー開催

アラブ首長国連邦

- 1 アラブ首長国連邦の知的財産権擁護
- 2 UAEで新たなIT再販業者の海賊行為取締りで逮捕と没収増加
- 3 ドバイ税関が、知的財産権に関する第4回国際会議を主催
- 4 アラブ首長国連邦、海賊版ソフト一掃を決断

バーレーン

- 1 バーレーンのIT部門では海賊行為がいまだ横行

ヨルダン

- 1 ヨルダン税関、JISM、ASEZA及びダイムラー・クライスラー社が偽スペアー部品退治で協力

レバノン

- 1 コンピューター、ソフトの海賊版は下降、損害額は上昇

タイ

1. メルク社、エイズ特許薬の薬価引下げへ

(ネーション紙、プライムニュース欄、ページ1A & 2A、タイ、2007年6月2日付)

何ヶ月かの交渉の結果、保健省は最終的に大手製薬会社マルク社のエイズ特許薬エファビレンツの価格引下げに成功した。省内に設置された強制実施権委員会の長によれば、同社はまた2,500人の子供達に無料でエイズ薬を供給するスペシャルパッケージの提供を申し出た。

ウチャイ委員長は、タイMSD社から申し出のあった最新価格はジェネリック薬よりも依然5%高いが、保健省はタイMSD社から強制実施権の対象となっているエイズ薬を購入するだろう。それは同社が提供するスペシャルパッケージが非常に「興味深い」からだと述べた。

しかしながら、メルク社は6月12日までに、保健省の必須特許薬の価格交渉委員会宛てに正式に文書で提案内容を通知しなければならない。

エファビレンツは、タイが一般保健計画、社会保障基金、国家公務員医療福祉手当の3つの政策の下で、患者のためにより安価なジェネリック薬を認めるため、製薬特許を無視するという決断を下した最初の薬品であった。

他の2社の、Lopinavir/Ritonavir(カレトラ)の特許権者であるアボット・ラボラトリーズ社と、Clopidogrel(プラビックス)の特許権者であるサノフィ・アベンティス社は依然保健省との交渉を継続中である。

2. 伝統的知識法の制定に向けた圧力

(ポスト・トゥデイ紙、ビジネスマーケット欄、ページB3、タイ、2007年6月4日付)

プアンラット・アサワピシット知的財産局長は、チュラロンコン大学と国立遺伝子工学バイオテクノロジーセンター(Biotec)が行ったタイ伝統知識保護研究について触れ、タイ伝統知識法でこれらの保護を法案化するため、研究結果を商務大臣に提出すると述べた。

3. 米国、タイの知的財産海賊版撲滅に協力

(アジア・パルス、2007年6月6日付)

米国は、タイが効果的に知的財産侵害の制圧を行うため、あらゆる分野で援助を提供することに意欲的であると、プアンラット・アサワピシット知的財産局長は述べた。

訪問中の米国商標特許局のマーガレット・ピーターリン次官との会談後、プアンラット局長は、タイは知的財産の侵害で米国の優先監視国指定を受けているが、ワシントンはタイが海賊行為に対処するため、あらゆる援助を提供する用意があると述べた。

局長は米国政府はタイの担当者と知的財産の監視監督に関する情報、知識、訓練を共有することに意欲的だと述べた。

知財局では、特許や知的財産の海賊行為への対処で知識や技術を更に増やすため、米国での研修にスタッフを派遣する予定だ。

米国は知的財産の侵害者に対し、タイが具体的で厳格な法的措置を講ずるよう要請したとのことだ。

4. タイの新特許、視界内に

(ネーション紙、国内ニュース欄、ページ2A、タイ、2007年6月7日付)

タイの生命科学エクサレンスセンター(TCELS)は、シンガポールとインドでパラゴムの樹

液からつくるホワイトニング・クリームの特許出願の準備中である。

TCELSの所長、トンチャイ・チャウィチャチャート博士は、このクリームの市場価格は10億バーツほどになるので、政府に生産工場への投資を要請する計画だと述べた。パラゴムの樹液から精製されるホワイトニング・クリームはTCELS がスポンサーとなったプロジェクトの成果だ。

5. 政府は強制実施権に着手か

(バンコクポスト紙、国内ニュース欄、2ページ、タイ、2007年6月7日付)

薬品価格をめぐる食品医薬局(FDA)と2つの製薬会社との交渉は、保健省が強制実施権を計画通り実行することを再確認したため、暗礁に乗り上げている。

アポット・ラボラトリーズ社とサノフィ・アベンティス社は従前の価格に固執し、FDAは、それらの薬のジェネリック薬価の5%増まで価格を引き下げを要求している。

保健省は来月半ばまでに強制実施権の最終決定を下す覚悟である。

政府製薬機構のウイチャイ・チョークウィワット会長は、7月1日に米国通商代表部が、米国の一般特惠関税制度(GSP)の対象となる輸出品見直しで、今回リストから除外される商品を決するまで、保健省は強制実施権の決定を延期したいのだと語った。

6. チャイヨー社のウルトラマン商品、市場から撤退へ

(ネーション紙、ビジネス欄、ページ3B、タイ、2007年6月14日付)

全国の主要デパートや大型店で、チャイヨー・プロダクションがライセンスを持つウルトラマンのキャラクターの展示と販売が中止される。プロ-リンク(Pro-Link)社のSampote Thianthong代表取締役は来週この件を発表すると述べた。

4月に知的財産裁判所は、チャイヨー・プロダクションが、ウルトラマンミレニウム、ダークウルトラマン、ウルトラマンエリート等のウルトラマンキャラクター及び関連グッズのライセンスを与えることを禁じた。判決では、Sompote Saengduenchai被告と彼の会社であるツブラヤチャイヨー社とチャイヨー・プロダクション社が、円谷プロダクションとの間で交わされた1976年の契約書に記載された9本のウルトラマン映画の著作権を保有することのみを認めた。

プロ-リンク社は、同社が持つウルトラマンキャラクターの権利を一般に周知するため、主要紙に広告記事を掲載した。同社では、すべての違法なウルトラマンキャラクター製品とその製造者に対し、法的手段に訴えるつもりである。同社では、すでにCDなどを製造する10社近くの会社と接触し、それらの違法商品の生産と流通を直ちに中止するように申し込んでいる。

7. タイチーム、マラリア薬で画期的な米国特許取得

(バンコクポスト紙、国内ニュース欄、ページ4、タイ、2007年6月19日付)

国家科学技術開発庁(NSTDA)は、マラリアの薬剤耐性ができた患者への新治療法の米国特許を取得した。米国特許を保有することで、タイと他の途上国はマラリアに対してより低価格での治療を推進できるとユンユット・ユットタウォン科学技術相は述べた。

ユンユット大臣は抗マラリア・ピリミジン派生物とその生成法及び使用法を研究するチームを率いていた。

「この発見はアフリカのサハラ砂漠以南の途上国地域住民にとり非常に意義深いものだ。同地域では毎年200万人以上がマラリアで命を落としている。」と大臣は述べた。「この手法は科学者がより効果的な抗マラリア薬の開発を進めるのに役立つだろう。」

マラリアで命を落とすタイ人の数は多くはないが、患者のほぼ100%が薬剤耐性の兆候を示すと大臣は述べた。

「これは近い将来大きな健康問題に発展するだろう。なぜなら現在マラリア治療のため2つの治療法しかないから」と大臣は述べた。

NSTDAは2003年にこの治療法に関し米国特許を出願した。

ヨンユット大臣は25年以上マラリアの研究を続けている。大臣の研究チームはマラリアの薬剤耐性はDNAの突然変異の結果であり、それがDHFR酵素(デハイドロ・フォーレイト還元酵素)がマラリア薬内の分子と結合する効能を減じている事を発見した。

大臣は自身のチームが同酵素の効果を増加させるためのケミカル・ファンクショニング(chemical functioning)を合成する方法を発見したと述べた。この発見によりマラリアの新治療法の開発に結びつくと大臣は述べた。

8. 海賊行為取締り推進者

(*ネーション紙、ビジネス欄、ページ4、タイ、2007年6月20日付*)

ヴィスット・ヴァニチバット警察少将、ビジネス・ソフトウェア・アライアンス海賊版取締対策部長タラン・ソーニー氏、タイソフトウェア・エンタープライズのソンポン・マネラタナクン取締役代表は記者会見を開き、ソフトの著作権保護を訴えた。バンコク、ノンタブリ、ラチャブリ、アユタヤで今年度33件の摘発が行われてきたとの発表があった。

9. タイ、11月のアセアン、EU知的財産フェアの開催国に

(*アジア・パシフィック・ニュースエージェンシー機関、2007年6月18日付*)

タイは、東南アジア諸国連合(ASEAN)の加盟国と欧州連合(EU)の加盟国数カ国に対し、11月16-18日にかけて開催される知的財産フェアへの参加を呼びかけたと商業省の高官が述べた。

ブアンラット・アサワピシット知的財産局長は、このフェアは12月5日の国王80歳の誕生日を祝賀するため当地の主要会場で開催されると述べた。

各参加国は特許取得済の発明商品を展示し、タイの製造業者はそれらの商業ベースでの利用開発を進めることが可能となると、ブアンラット局長は述べた。

知的財産局は7月20-22日の間、バンコクのクイーンシリキット国立コンベンション・センターで別のIPフェアを開催するが、これはタイ製品を販売用に展示するものだと局長は述べた。

10. 米国の下院議員、タイの権限の範囲内と述べる

(*バンコクポスト紙、国内ニュース欄、2ページ、タイ、2007年6月22日付*)

米国下院議員の何名かは、米国通商代表部(USTR)に対しタイをスペシャル301条の優先監視国指定から除外し、薬品への強制実施権を発動する権利を尊重するよう求めた。

カリフォルニア選出のヘンリー・ワックスマン下院議員は、34名の国会議員の署名を添えた水曜日の書簡の中で、スーザン・シュワブ米国通商代表に決定事項の見直しを行うよう求めた彼らの要求に対し7月9日までに回答するよう述べた。

書簡では、タイ政府にとり、幾つかの非常に高価な医薬品のジェネリック薬購入のため強制実施権を発動したことは、世界貿易機関(WTO)の知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(Trips)に規定された国際的権利と義務の範囲内の合法的行為であると述べている。

書簡では、USTRが対タイ政策を再検討し、米国の誓いを反映し、他国が知的財産規則を国民の保健施策のため執行する権利を尊重するよう求めた。

優先監視国の指定により、タイが現在一般特惠関税制度の下で享受している、米国への金宝飾品と他輸出品の非関税待遇は廃止される。これは7月1日付で効力を生ずる。

11. RSは著作権料を一部放棄

(ネーション紙、ビジネス欄、ページ2B、タイ、2006年6月23日付)

RS社の法務著作権担当幹部であるSutthisak Prasatkarukarn氏によれば、知的財産権の保護強化のため、来月より国内の440のレストランとホテルで著作権料の徴収を始める。

しかし、最南部の事業体への著作権料は特別措置で今年度一杯は猶予される。Sutthisak氏は、RS社は同社の関連事業や各地の住民に知的財産への意識を高めようと計画していると述べた。同社の著作権料は1ヶ月1万パーツから25,000パーツの範囲である。

著作権料として2億パーツの収益を目標としているが、経済の減速により1億3,000万から1億5,000万パーツを見込んでいる。

12. 抗がん剤への強制実施権発動間近

(バンコクポスト紙、国内ニュース欄、3ページ、タイ、2007年6月24日付)

国立保健局(NHSO)は、保健計画の下で患者を治療するために必要な高価な抗がん剤を含む必須薬リスト上位100種の流通システム見直しの検討を開始した。

NHSOの小委員会では必須薬への強制実施権発動の可能性を検討しているが、来週、国民保健計画の下での患者への医薬品流通方法の効率化を討議する。

モンコン博士は先に抗がん剤の強制実施は、ガンが、事故死、エイズ、心臓病、老衰に続き、タイ人の死因の第5位に挙げられていることから、ぜひ必要だと述べている。政府は昨年12億パーツ以上をかけ、NHSO が運営する国民保健計画により、5万人以上のガン患者に治療を受けさせたと大臣は述べた。

NHSO の情報筋によれば、小委員会では国民保健計画により患者に、より高価な抗がん剤を配布する可能性も検討されるとのことだ。

13. バンドン宣言

(ネーション紙、ビジネス欄、ページ1B&9B、タイ、2007年6月26日付)

タイは、アジア・アフリカ地域の50の途上国とともに、先進国に対して伝統的文化表現(TCE)、伝統的知識(TK)、遺伝子資源(GRs)のより充実した国際的保護施策の導入を求めた。この動きは、途上国の知的財産を先進国による不正使用から保護することを目指している。

この要求は、先週インドネシアのバンドンで開催されたTCE、TK、GRsに関するアジア・アフリカフォーラムで採択されたバンドン宣言に含まれた。これは、途上国のIP資源を先進国が不正に使用することをやめさせ、「あらゆる形態の不正使用、歪曲、誤用」を防止することを目指している。

この宣言は来月のスイス、ジェネーブでの世界貿易機関の政府間委員会の最終会議に提出される。途上国はすべての国が国際的誓約としてTCE、TK、GRsの保護を受け入れることを求めている。

ブアンラット・アサワピシット知的財産局長は、途上国はすべて伝統的文化、地元の叡智と資源の保護が国際的に受け入れられることに賛成していると述べた。

発展途上国のIPのほとんどが先進国の特許として登録されている。この例として、タイのハーブであるガウクルア(プエラリア・ミリフィカ)は日本で特許が取得され、ミガ(miga)と呼ばれるペルビアン・ハーブは米国で登録されている。

「すべての国は地場資源の保護を受け入れ、地元の資源から得られる利益を最大限活用する具体的対策を取らねばならない。」と局長は述べた。

TCE、TK、GRsの知的財産権保護のキャンペーンは2005年に始められた。しかしながら、米国、日本、韓国、欧州連合諸国のような先進国は、途上国への余計な負担を恐れ、提案を受け入れ

なかった。現在、先進国は国際ルールを侵す懸念をせずに途上国からの資源の利用に預かっていると同局長は述べた。

来月のジュネーブでの会議は途上国のTCE、TK、GRsが先進国の使用から確実に保護されるための最後の努力だとプアンラット局長は述べた。

一方、知的財産局は37の関連政府機関及び民間会社と、タイの貿易上の立場を格上げするため運動している。現在タイは知的財産侵害行為により、米国の「優先監視国」指定を受けている。

プアンラット局長は同局では侵害率の高い各々の商品に対し活動計画を策定すると述べた。これらの中にはケーブルTV、医薬品、CD及びDVD、教科書が含まれる。この動きは米国政府の来年度の見直しでタイの通商上の立場を好転させることを狙いとしている。

14. 政府、心臓病のジェネリック薬輸入へ

(バンコクポスト紙、国内ニュース欄、2ページ、タイ、2007年6月27日付)

タイはプラビックスという商品名の心臓病薬クロピドグレルのジェネリック薬を来月よりインドの製薬メーカーから輸入することを計画している。これは特許権者であるサノフィ・アベンティス社との価格交渉に進展が見られないためである。

「特許のある心臓病薬の価格がこれ以上引き下げられないなら、これ以上の交渉は必要ないであろう。我々は患者の治療のためジェネリック薬を購入するつもりだ」とモンコン・ナ・ソングラ保健大臣は述べた。

タイは昨年11月に抗エイズ薬エファビレンツ、続いて1月にはカレトラと心臓病治療薬プラヴィックスのそれぞれ特許を中断させ強制実施権を発動した。

薬価の引き下げ交渉は3月以来、政府と特許権者のメルク社、アボット・ラボラトリーズ社、サノフィ・アベンティス社の製薬大手との間で続けられてきた。しかし何の合意も得られていない。

ジュネーブの会議に参加していたモンコン大臣は、保健省は来月、タイの患者の差し迫った需要に対応するため、インドのジェネリック薬製造業者から第2選択薬(second-line)の心臓病薬を輸入すると述べた。

タイでは現在第1選択薬の心臓病薬のみが製造可能である。インドの製薬メーカーによる心臓病薬は1錠わずか3パーツで、食品医薬局の認可取得中であると大臣は述べた。

モンコン博士は強制実施権により抗がん剤の価格を正規の特許薬の約20分の1にまで引き上げるため活動している。

国立保健安全局(NHSO)の情報筋によれば、白血病治療薬イマティニブが強制実施権の対象として挙げられた抗がん剤のリストの中に含まれていたとのことだ。この薬は高価格のため国民保健計画には含まれていない。がん患者は治療のため最大で1日4,000パーツを支払わねばならない。

政府製薬機構はインドの製薬メーカーからエファビレンツのジェネリック薬の輸入を開始した。そしてプラビックスと、カレトラの熱変化をしないタイプであるアルビアを来月輸入する予定である。

15. 警察、200枚のCD押収

(バンコクポスト紙、データベース欄、ページD2、タイ、2007年6月27日付)

マイクロソフト社からの申立てにより、経済技術犯罪制圧部が行ったジャー・ランシットの最近の摘発で、2人が逮捕され、マイクロソフト社の違法プログラムが入ったCD200枚以上が証拠として押収された。

マイクロソフト社は新聞発表で、海賊版一掃の目的はソフトウェアを盗用する犯罪組織と小売業で海賊版ソフトを販売する業者に対する証拠集めだと述べた。

報道によれば、Klod Prachumsuk警察中佐は「この種の犯罪行為に対して一撃を与えるもので、

ほとんどの場合、タイのソフトウェア海賊行為の裏側には資金力のある強力な犯罪組織が存在する。これらの組織はソフトウェアの海賊版から得た利益を、他の不正な、時には麻薬や人身売買を含む暴力的行為の資金源として使う。」と述べている。

マイクロソフト社は同じく新聞発表で、「当局は、他の主要なITモールを含むタイのどこでも、海賊版ソフトの販売は罰金や実刑の対象となると警告している」と述べている。

マイクロソフトのタイでの知的財産エンフォースメントのスポークスマン、レベッカ・ホー氏は、同社はタイ当局と協力し知的財産権の強化に尽力すると述べた。昨年8月にマイクロソフト社とビジネス・ソフトウェア・アライアンスは当地でのソフトウェアの海賊版撲滅のための覚書を交わした。

新聞発表では、それ以来、「知的財産局の努力の結果、テナントが入っている大型店の経営者により、少なくとも小売店1店舗が賃貸契約を解除させられた。」と付け加えている。

同社では、ウィンドーズ・ビスタの海賊版の使用者はソフトの中の「反海賊版対策新技術により、最終的に機能が故障する可能性もある」と警告している。

16. ホテル協会、RSミュージックのボイコット開始か

(ネーション紙、ビジネス欄、ページ1B、タイ、2007年6月29日付)

タイ・ホテル協会は全国の600のホテルメンバーを含む3,000のホテル経営者に、ホテルでRSの曲を流さないよう呼びかける。ホテル産業に従事する50万人以上の従業員にRSの音楽製品の購入または使用を控えるよう働きかける。この動きは、RS社がホテル内のファンクションルームで同社の音楽を使用した際、著作権料を徴収するという最近の決定に対する協会の抗議行動である。

THA会長のChanin Donovanik氏は著作権料の新徴収額は、すべてのホテル経営者、特に経済の減速により大きな打撃を受けている中小規模のホテルにとって、高すぎると述べた。ホテルによっては今年の上半期で収益が20%以上落ち込んでいる。

同会長によれば、タイのホテルは経済と政治上のトラブルのため、収益と顧客数で大きな減に苦しんだが、シンガポール、ベトナム、マレーシアの競争相手のホテルは10-40%の増収を上げている。

7万人の会員を抱えるタイレストラン協会会長のPavornwan Koonmongkol氏は、同協会は音楽の著作権者とほぼ4年に及び論争を続け、すべてにとっての公平な解決法を模索していると述べた。現在の著作権使用料はレストラン経営者、中でも中小規模のレストランにとって高すぎると思われている。

RS社の小会社、タイ著作権徴収社の代表取締役Sutisak Pasarnkarukarn氏は、同社はTHAによるRS社製品のボイコットは理解に苦しむと述べた。なぜなら、同社はすべてのホテルのファンクションルームから音楽著作権使用料の徴収を始めてほぼ2年ほどになるから。

同社の代表取締役は、会社としてTHAと一時的なディスカウント交渉に応じる用意はあるが、著作権料徴収の廃止は考えていないと述べた。

17. 米国、GSP特権を削減

(ネーション紙、ビジネス欄、ページ4B、タイ、2007年6月29日付)

ワシントンは間もなく、タイの輸出品4品をさらに追加で関税特権削減の対象とする。これに対し商業省は、米国に対する報復措置として保健省が製薬特許の強制実施権の発動を追加することがないよう訴えている。

保健省は来月米国が一般特惠関税制度(GSP)の見直しを発表後、追加の強制実施権の発動を計画している。

「タイ政府は関税特権の追加の削減に対し用心しなければならない。」と商業省筋は述べた。

マレーシア

1. 知的財産の保護を

(*ビジネスタイムス*、2007年6月6日付)

マルチメディア開発公社 (MDeC) は、マレーシアの発明家に彼らの発明を国内でもっと登録するよう促す知的財産助成金案を、今年度末には発表するであろう。

MDeC のバドリシャム・ガザリ総裁(CEO)は知的財産登録の必要性を喚起する為、幾つかのプログラムが進行中であると語った。

「これらの計画は、MSC マレーシア知的財産シリーズ、アドバイスサービス、そして、IP 助成金案を包括しており、近々発表される。」と同氏はクアラルンプールでのイノベーションフォーラム 2007 のオープニング後、語った。

去る 4 月に、アブドゥラ・アフマッド・バダウィ首相は国内の知的財産を保護する為の RM50 億の基金を発表し、そこには発明者達の製品開発や、発明品の登録を助成する事も含まれている。その基金は多くのマレーシア人が著作権、特許、商標や工業デザインを出願する事を可能にするであろう。

2. 第 4 四半期に新知的財産助成金案

(*テック&ユー*、2007年6月11日付)

マルチメディア開発公社 (MDeC) のバドリシャム・ガザリ総裁は、同公社は、会社が自らの発明を登録する助成を目指し、IP 助成金計画の設立を政府と討議中であると語った。

「我々のサーベイによると、多くの会社は彼等の知的財産を出願する事はビジネスに対するコストであると未だに考えている上、その過程の知識に欠けている事も分かった。この新しい助成金はこのプロセスにおいて、彼等の助けになるであろう。」バドリシャム総裁によると、第 4 四半期 IP 助成金案による新知的財産助成金案は、今年の第 4 四半期までには発表される予定であるが、同氏はその助成金の規模や会社が受けとれる金額には言及しなかった。

「助成金は MDeC を通じて分配されるが、対象となる会社は、出願プロセスをアシストする MDeC のサービスパートナーを通して IP を出願する必要がある。」

MSC マレーシアは過去 11 年間で 1,072 件の IP を登録し、又 MDeC はこれからの 5 年間で 1,400 件以上の IP 登録を計画している。

知的財産の認識啓蒙において、MDeC は 2004 年以来、MSC マレーシア IP シリーズや IP アドバイスサービス等の IP プログラムを定例的に指導して来た。MDeC は IP の出願過程をより早く簡単にする為に、現行の法令や条例をどう改定していくべきか、マレーシア知的財産局と討議中である。一つの手段としては、IP 出願の審査に費やす時間を短縮することである。

バドリシャム総裁は、国内の IP 審査官数は 50 人から 62 人に増やされ、更に 15 名が近々増強されるであろうと語った。「これは IP 出願の審査プロセスを早める大いなる助けになるだろう。」

3. 知的財産裁判所設置へ

(*ニュース・ストレイト・タイムズ紙*、マレーシア、2007年6月21日付)

内閣は国内商業・消費者行政省が提案した 21 の知的財産裁判所設置案を了承した。その中には 15 の高等裁判所 (Sessions Courts) が含まれ、そこでは知的財産権刑事事件を専門に取り扱

う。裁判所は全州に設置される。

他の6ヵ所の高等裁判所は「特別指定裁判所」としてIP侵害事件の多発州、クアラルンプール、セランゴール州、ジョホール州、ペラ州、サバ州、サラワク州に設置される。

国内商業・消費者行政省のシャフィー・アブダル大臣は、裁判所は来月までには審理を開始する予定であると述べた。

「マレーシアは依然としてIP侵害多発国として監視国に位置づけられている。裁判所の設置は我々が知的財産保護に真剣に取り組んでいることを示すものだ。マレーシアはタイに続き、このような裁判所を設置した2番目の国となる。」と大臣は述べた。

裁判所により取り扱われる事件は、1972年通商表示法、1983年特許法、1987年著作権法、2000年の光ディスク法が管轄する事件である。

4. ソフトウェアのコンサルタントが「侵害者」の一味

(ニュース・ストレイト・タイムズ紙、マレーシア、2007年6月22日付)

省の担当官は警察と共に、チェラス地区でソフトウェア・ソリューションのコンサルタントを数年間行っていた男の事務所を摘発し、65枚の海賊版ソフト11万5,000RM相当を発見した。摘発ではこれらのソフトウェアと9台のコンピューター2万7,000RM相当を押収した。またこの男は無許可で営業していたことが判明した。

国内商業・消費者行政省事務次官のIskandar Halim Sulaiman氏は、この捜査は海賊行為取締りで当局に協力するため設立されたビジネス・ソフトウェア・アライアンス(BSA)からの訴えに基づき実行されたと述べた。この経営者は送還された。

5. マレーシアーロシア間でジョイント・コミッション立ち上げへ

(タイ・ニュース・サービス、2007年6月22日付)

マレーシアとロシアは両国間で幾つかの協定への署名を促進し、両国の協力関係強化のためジョイント・コミッションを立ち上げると、マレーシアのアブドゥラ・アフマッド・バダウィ首相が6月19日に述べた。

バダウィ首相は3日間のロシアへの公式訪問の中で、マレーシアとロシアは、二重課税の廃止や知的財産権保護を含む多くの協定の署名に合意したと述べた。

ジョイント・コミッションのメンバーは閣僚で構成され、1年に1度マレーシアとロシアで交互に開催されるとバダウィ首相は述べた。マレーシアとロシアは宇宙開発や石油とガスを含む新分野での協力を開始することも付け加えた。

6. デュポン社、マレーシアでIPR侵害摘発

(パナマ・デیلیー・マレーシアン・ニュース、2007年6月25日付)

米国の科学関連製品とサービスの会社で、広範囲に及ぶ先進的商品やサービスを農業、食料、建設業を含む数多くの市場分野に提供しているデュポン社は、マレーシアを含む数多くの国々で知的財産権(IPR)侵害を摘発している。

オゾン層非破壊型冷却剤の知的財産保護の視点から、デュポン社は今週、マレーシア、インド、中国、スペインにおいて、同社の特許を侵害する会社に対するエンフォースメント活動実施を発表した。

冷却剤Suva(r)407C及びSuva(r)410Aは主要なハイドロフルオロカーボン(HFC)製品で、エアコンやヒートポンプ利用で世界的に使用されており、デュポン社がマレーシア、インド、中国、スペインを含む多くの国で特許を取得している。

デュポン社は、同社がマレーシアで所有するHFC-407Cをカバーする特許の侵害訴訟を起こし、

国内の冷却剤小売業者に対する差し止め仮命令を勝ち取った。

デュポン社によれば、クアラルンプールのマレーシア高等裁判所が発行した差し止め命令は小売2業者に対し、差し止め仮命令の期間中、同製品のマレーシアでの販売、国内への輸入を禁じた。

デュポン社は引き続き「偽造や特許・商標権侵害、営業秘密の盗用から自社の権利を保護するため、強硬な対応」を続けるとのことである。

7. マレーシア、海賊商品との戦いで勝利

(インド・アジア・ニュースサービス、2007年6月30日付)

マレーシアは現在、偽物天国の汚名返上のための計画に取り組んでおり、ある程度の成功を収めている。米国の知的財産通商アライアンスからのデータによれば、マレーシアでの模倣品によるビジネスの損害額は2001年から2005年で3億2,800万ドルから1億4,700万ドルへと低下している。

1月にマレーシア警察は、1日に最大4,000枚のコピーを製造するCD製造機と何万枚もの偽造DVDを押収した。この摘発で4人の容疑者が逮捕された。

弁護士は海賊商品製造に加わった者に対し、罰金のみではなくより厳格な処罰を要求している。警察官自体にも問題があり、多くの摘発で5万枚もの偽造CD及びDVDが発見されているのに3万枚のみしか申告されていないという例がある。

音楽の海賊行為はしばしばギャング組織により企てられている。時には担当官が脅迫され、その結果成果が上がらない。音楽とソフトウェア産業は戦略を変更し顧客により近づかねばならない。

シンガポール

1. 偽造たばこ販売で夫婦刑務所へ

(ストレートタイムズ紙, シンガポール, 2007年6月8日付)

ある夫婦が偽造たばこ販売で実刑及び\$144,000の罰金刑に処せられたが、この種の事件では初めて告発が成功裏に行われた。

地方裁判所のエイミー・タン判事は、エスター・ゴウ・スウ・ジム、53才とその夫のジェイコブ・クック・ギム・シユウ、52才に判決を言い渡す際に、商品の投資者やその所有者はシンガポールが彼等の知的財産権を保護することに信頼を寄せていると述べた。

既に、シガレットなどの偽造煙草製品の行商人を商標権侵害で告発し、成功している。これらの侵害者の違反行為には1,500本以上の偽造シガレットが含まれていた。

原告人はパシフィック・シガー・カンパニーであり、アジア太平洋地域のたばこブランド数種類の独占販売業者である。

夫々の違反には偽造製品一つにつき最高\$10,000の罰金又は5年の投獄、或いはその両方の刑が科せられる。

2. シンガポール特許法、2007年4月1日付で改正

(モンダク・ビジネス・ブリーフィング, 2007年6月21日付)

2007年4月1日付の特許協力条約(PCT)の改正に合わせ、シンガポール特許法規則が改正された。この改正により、シンガポールで2007年4月1日及びそれ以降に出願された特許は、協定上の締め切りを2ヶ月まで延長し、優先日を失わうことなく、一定の時期までに関係書類を提出するという条件で、特許の明細書の不足部分を訂正できる。

シンガポール知的財産局は先行的に特許法規則を改正し、2007年4月1日及びそれ以降の国内での出願と、PCT出願で国際出願日が同期間の出願の両方に対し、同じように改正法を適用する。

3. 警察、4番目の会社を摘発

(チャンネルニュース・アジア, 2007年6月21日付)

ビジネス・ソフトウェア・アライアンス(BSA)の情報により、この6ヶ月間で4番目となるシンガポール関連の会社がソフトウェアの侵害容疑で摘発された。地元の土地調査コンサルタント会社が警察による今回の摘発の対象であった。

刑事捜査局(CID)の知的財産権支部の捜査官が、サーバー1台、CD-ROM10枚、デスクトップ24台、ラップトップ2台のコンピューターを同社から押収したと警察は声明で述べた。

同社はライセンス取得数より多くの台数のコンピューターにソフトをインストールしていたので、何件かのライセンス契約に違反していたと思われると警察は述べている。

また同社では海賊版ソフトをサーバーとコンピューターにインストールしていた容疑がかけられている。これらのプログラムはアドビ、オートデスク、マイクロソフトの複製で18万ドル相当であると、BSAは別の報道で発表していた。

ソフトウェア業界を代表する国際的組織である同アライアンスは、ソフトウェアの管理や著作権保護、サイバーの安全性などの問題について消費者を教育している。

BSAは2005年2月に反海賊版ホットラインを再発進し、違法ソフトを使用している会社の情報を歓迎し、強力な情報提供者には金銭的報奨を約束している。しかし受付けた情報すべてに対応しているわけではない。

BSAの反海賊行為対策アジア部長のタラン・ソーニー氏によれば、「今年受けた116件の通報で、33%のみが追跡調査のできる情報だった。残りはうわさか問い合わせのどちらかであった。」

BSAは7月15日まで期限を延長した。なぜなら、「多くの企業が参加をしたいのだが内部監査を行うための時間が必要だと我々に言ってくるので」とソーニー氏は語る。

著作権法は2005年1月に改正されて以来、著作権法の侵害者は6ヶ月の懲役か最大で2万ドルの罰金か、その両方の刑を受ける。

4. 企業内の不正ソフト使用を減ずるためのソフトな方法

(トゥデイ、シンガポール、2007年6月28日付)

正規ソフト使用中の約420社は、もし不注意で知的財産法に違反したことの報告を受けた場合、是正のための猶予期間が与えられることを再認識するだろう。正規ソフトの使用を推奨する試みの一環として、ビジネス・ソフトウェア・アライアンス(BSA)とコマーシヤル・ネットシンガポール(CNSG)の間の調整により、14日間の猶予期間が12ヶ月間有効となる。

「これにより我々の会員各社が、業務上のソフトウェアの使用での見過ごしや従業員による見境のないソフトのダウンロードなどの著作権侵害に悩まされることなく、業務に集中できるだろう。」とCNSGのWong Jeh Shyan最高経営責任者(CEO)が述べた。

TrustSgの認証がありCNSGが認めた420社の国内企業の中には、シンガポール・ポスト紙やネットワーク・フォー・エレクトロニック・トランスファー(Nets)が含まれる。TrustSgは国内のトラストマークの推進者であり、消費者データ保護や確実な支払いのような、オンラインビジネス上の厳格な執行基準を満たす業者を認証している。

CNSGは非営利で世界中にEビジネスの推進を促す地元の機関であり、一方BSAはソフトウェア企業の世界規模の事業体である。BSAは内部告発者向けの反海賊版対策のEメールや電話サービスを行っており、当局に信頼に足る情報を提供している。

警察は先週、BSAからの通報により無許可の違法ソフト使用の疑いで土地調査コンサルタント会社を摘発した。これは今年になり2度目のこの種の摘発であった。4月にはインドネシア当局はバタム島の2つのシンガポール系会社で海賊版の摘発を行った。

フィリピン

1. NBI捜査官偽ルイ・ヴィトン製品を押収

(フィリピン・ニュースエージェンシー、2007年6月4日付)

国家捜査局(NBI)は同局の捜査官が、度重なる手入れの成果により、180万ペソ以上に値する偽造ルイ・ヴィトン製品を押収したと発表した。

NBIの知的財産権部(IPRD)部長であるホセ・フスト・ヤップ弁護士は、部内の捜査官は、ルイ・ヴィトンの商標を無許可で使用した製品を販売しているという申し立てにより、この店に数回にわたって手入れを行ったと語った。

調査と試し買いによってルイ・ヴィトンのフィリピン代理店による告訴が実証された。

この手入れにより3,462の商標、意匠、又ルイ・ヴィトンまがいの外観の様々な種類の偽造品が押収された。押収された製品の価値は概算で180万ペソ前後と見られる。

その販売店はR.A.8293(フィリピン知的財産権法)の第170条に関連し、第168条(不正競争)の侵害罪を問われることになる。

2. 通関法改正通過、薬品法は保留

(ビジネスワールド、2007年6月3日付)

立法議員は今週第13回国会の終盤に追われながらも、少なくとも後二つの法案を可決しようと急いでいる。

上下両院委員会は昨日、RA9280即ち税関・通関業者法2004の修正案の統合案を承認した。下院では通過を待っているが、上院議会はまた、より廉価な薬剤を許可する為の知的財産法の修正案の上下両院の今週中の可決を予定している。

ただし、下院議会では定数議員の召集に失敗した為に、昨日いかなる法案も審議されなかったが、しかし議員は、薬価低減法は今週第三読会を通過し得るとの楽観的な見通しを表明した。

時間が迫る中、下院議会は、上程中の立法で特に薬価低減法は審議せず、多くの開会時間を単に定数に満ちているかどうかの確認に費やした。下院の議会職員は最終的に、必要定数119に満たない106の立法議員しか出席していないとして、定数に満たないと裁定した。しかし、下院多数派のリーダー、プロスペロ・C・ノグラレス議員はいまだ楽観的に、自分は今週中にこの法案を通すよう議会に働きかける事が出来ると語った。

下院法案第6035号は廉価な特許薬剤の輸入を可能にするであろう。上院は、上院法案第2263号を5月中旬選挙のための議会休会前の2月に、既に通過させている。

3. 6月に10年目を迎えるフィリピンの知的財産法

(アジアパルス、2007年6月5日付)

フィリピンの知的財産局(IPフィリピン)は10年目を迎える知的財産法、即ちこの局を創設する元になった共和国法第8293号を記念して、6月に様々な活動を予定している

同局はこの法の10周年記念ロゴ「創造性を記念して」をテーマに、視覚シンボルのダイヤモンドと共に発表する。

創造性はIPフィリピンのビジョンの焦点である。国家繁栄の戦略的な道具としてIPを尊重し、育成し、利用する創造的且つ競争力のあるフィリピンを育成する事。そのIPを持って、科学の分野では(特許)、商業分野では(商標)そして無数の啓発的芸術の形で

は（著作権）として、ダイヤモンドは優秀性の象徴として知財局の記念テーマを適切に表現している。

世界で最も進んだIP法の一つだと世界的にも賞賛されたIP法は、経済発展を進め、富を形成するのに最も重要な資源として無形の資産が有形の資産に取って代わりつつある、変化する世界経済に対する戦略的な応えであると、クリストバル氏は語った。

6月6日に当局はIPリサーチ訓練研究所（IPRTI）の開所式を挙げる。この研究所は国内外の地域に於いてIP教育と研究の中心となるよう期待されている。

IPフィリピンの研究とトレーニングの武器として、IPリサーチ訓練研究所（IPRTI）は知的財産の認識レベルの向上を目指している。研究所が提供するコースは学術的、研究団体、中小企業のオーナー、知的財産権保持者（科学者、発明者、芸術家）、IPプロフェッショナル（私的、公的弁護士、更にIP保護やエンフォースメントに携わる捜査官等）を対象としている。

IPフィリピンは官民分野における様々な利害関係者に対し三年間に亘る戦略的計画を6月6日に発表する。この計画は新しい理想と使命、そして当局の目的を達する為の様々な活動の輪郭を描いている。

6月22日には、知財局のアラブ・アート・スペースに於いて、「創造性を記念して」をテーマに、15名の著名なビジュアルアーティストの作品を中心にした10周年記念展示会が開催される。

6月29日には、IPフィリピンは作詞家・作曲家協会国際連盟（CISAC）と協力してビジュアルアートの会議を主催し、参加者に彼等の基本的IP権利と共にアーティストの為の著作権料徴収団体を組織する方法を啓発する。

4. ピノンドで模倣シューズ押収

（フィリピン・デイリー・インクワイヤー、2007年6月10日付）

国家捜査局（NBI）の捜査官は12万ペソ相当の偽造シューズをマニラのピノンドで押収した。600足以上の模倣ナイキシューズ、スリッパ、サンダルがピノンドのルナ通りにあるリラクソ靴店、サム・ハン靴店で発見され、両店は手入れを受けた。

国家捜査局（NBI）の知的財産権部のホセ・フスト・ヤップ部長は、捜査官はDCコミックス社所有のバットマン、スーパーマンの商標を付けた189足の偽造シューズ、スリッパ、サンダルを同時に押収したと語った。

国家捜査局（NBI）は、ナイキインターナショナルとDCコミックス社から同社のイミテーションの靴製品がピノンドの何軒かの店で販売されているとの情報を受けた後、この手入れを執行した。

5. NBI、2千7百万ペソ相当の偽アパレル押収

（フィリピン・デイリー・インクワイヤー、2007年6月11日付）

国家捜査局（NBI）の指揮下で当局が海賊品撲滅運動の一貫としてマカティ市内の人気ショッピング・モールで実施した手入れで、およそ2千7百万ペソ相当の偽アパレル品が押収された。

ホセ・フスト・ヤップ弁護士を長とするNBIの知的財産権部（IPRD）の捜査員は、この6月1日の手入れでアヤラ・センター内グロリエッタ2の第3レベルにあるロヴェル・マナバット店とパシッグ市バランガイ・カピトリヨ、聖クレメンテ通りにある同店のもう一つの店舗からジューシー・クチュールの偽造品8,052点を押収した。

ヤップ氏はその報告書の中で、ジューシー・クチュール社とリズ・クレイボーン・ライ

センシング社の顧問弁護士からの苦情を受けて、捜査班が監視を実施し、偽造品販売の事実を確認したと述べている。

マニラ地方裁判所のレイナルド・ロス判事がNBI-IPRDに対して出した捜査令状に従って現場の手入れと偽造品の押収が執行された。また店舗オーナーに対して知的財産権法違反或いは商標侵害に関する告発が準備された。

インドネシア

1. インドネシア、アジア・アフリカ知的財産フォーラムを主催

(アジア・パシフィック・ニュース・エージェンシー組織、2007年6月8日付)

知的財産に関するアジア・アフリカ・フォーラムが、この6月18 - 20日の期間にインドネシアのバンドンで開催される。

インドネシアのアンタラ・ニュース社によると、このフォーラムは2005年ジャカルタで開かれたアジア・アフリカ・サミットで採決されたアジア・アフリカ戦略パートナーシップにおける共同責任の具体的な実行だとアジア・太平洋・アフリカ地域間協力団体のイブヌ・ハーディ理事が語った。

「2007年、知的財産及び伝統文化表現、伝統知識、遺伝資源に関するアジア・アフリカ・フォーラム」の目的は、世界知的所有権機関（WIPO）の遺伝資源、伝統知識及び民間伝承に関する国家間委員会（IGC）における交渉を促進させる事だという。

さらに、アジア・アフリカの遺伝資源、伝統知識、民間伝承に関する国際レベルでの法的保護を築き上げる事であると同社は伝えている。

インドネシア外務省、インドネシア法務・人権省及び世界知的所有権機関の協賛によって開催されるこのフォーラムには、インドネシア内閣閣僚、アジア・アフリカ106カ国の各国大使そして代表団が参加する事になる。

2. アジア、アフリカ諸国、文化的・遺伝的権利で統一

(ジャカルタポスト新聞、インドネシア、2007年6月18日付)

アジア・アフリカ諸国は文化、伝統的知識そして遺伝的資源に恵まれた地域だが、これらに関する国際的規則が不明確で、しばしば損失を被っている。そこで今日、両地域とも何らかの変化を期待するに至った。

アジア・アフリカ50数カ国から政府関係者、民間団体の代表者が多数この月曜日から水曜日までの期間、インドネシアのバンドンに集まり、文化的・遺伝的権利への明確な国際的規則作成のための統一提案を論議する。ここは、かつて1955年にアジア・アフリカ諸国が欧米植民地主義勢力からの独立闘争を誓い合った歴史的な場所だ。

アジア・アフリカ諸国からの諸代表の他にも知的財産権に関する権威である世界知的所有権機関(WIPO)からの参加もあり、その見解を述べる事になっている。

「われわれの文化的表現・知識、遺伝的資源が国際レベルの法的保護を必要としている事を「バンドン・メッセージ」と呼ぶこの提案を介して先進国を中心とする世界に対して訴える」と、外務省アジア・アフリカ地域間協力委員長イブヌ・ハーディ氏は語る。

伝統的文化表現には世代を超えて伝えられる膨大な民間伝承があり、伝統的知識は、ハーブ治療法や特定の民族グループの衣装などを含むものだ。

遺伝資源とはアジア・アフリカ諸国の特定国にだけ生息する植物、動物、ウイルスまで含めたものでその美しさ或いは科学的・医学的利用から世界的な関心の的となっているものだ。アジア・アフリカ諸国はこれらの資産が先進国の人々によって奪われ、乱用されてきたと長年、不満を抱いてきた。例えば、インドネシアは伝統的なろうけつ染のパターンやハーブ治療法が他国によって奪われたが国際的に承認された規則の不在から、何もできないで手をこまねいている。

他国が珍しい希少動植物を利用し、変種を作り出しても当事国には全くメリットがない。

最近、インドネシアはワクチン製造に使う鳥インフルエンザ・ウイルスの分配に対するロイヤリティを世界に請求した。アジア・アフリカ諸国の統一された見解がこの7月初めに開催されるWIPOのジュネーブ会議に提出されるとイブヌ氏は述べる。

「この件に関してアジア・アフリカ諸国は統一見解を持っているので、われわれの提案がWIPO に強い影響力を持つ事を期待する」イブヌ氏は語る。

ベトナム

1. ハノイで知的財産権の5コース開催

(ベトナム・ニュースエージェンシー・ブルティン、2007年6月5日付)

知的財産権(IPR)の保護はベトナム経済を保護するための20項目に等しいと、20の経済金融技術交流支援機関(ADETEF) 20ベトナムのエマニュエル・リバタラン理事が5月17日ハノイの研修で述べた。

IPRエンフォースメントの2日間の研修コースでは、フランスと欧州連合(EU)から法と知的財産の専門家が、EU20の中のIPRエンフォースメントと保護に対する通商関連の20の要求を提示し、一方、ベトナムの専門家は20の違法製品を押収するための暫定対策を紹介する。

2. 知的財産庁が出願システムをグレードアップ

(ベトナム・ニュースエージェンシー・ブルティン、2007年6月8日付)

ベトナム国家知的財産庁(NOIP)は、工業所有権の出願業務の正確さと迅速化を目指して、初の電子出願システムを6月1日付で稼働させた。

このシステムのソフトウェアは、www.noip.gov.vn.から無料でダウンロードできる。

NOIPの新プログラムは、自動的にデータをチェックし、出願番号を付与し、知的財産管理システムに出願を記録する。この方法でデータ入力に伴う人為的ミスを防ぎ、出願番号付与の所要日数を3~5日短縮するとNOIPの担当者は述べた。

このソフトはベトナムの知的財産制度を発展させるためのジョイント計画の一環で、日本国際協力事業団(JICA)とNOIPの協力出資である。このプロジェクトはまた、NOIPがIP情報検索システムと一般が利用できるIP電子図書館を設置するための支援も目指している。

このプロジェクトに先立ち、2000年から2004年にかけて、日本政府は、NOIPがソフトウェアと5台のサーバーと100台のPCからなるネットワークを備えた完全なIP出願データベースの立ち上げを支援した。

NOIPのPham Phi Anh副長官によれば、同局ではこのシステムがどのように働くかのフィードバック提供してくれるユーザーを探しているとのことである。

このプロジェクトは、電子出願ソフトを使用する会社や機関が増加している日本の技術が基礎になっている。

「日本での最初のペーパーレス計画は1983年に承認され、電子出願は1990年に開始された。以後、電子出願の件数は急激に増加した」と、本プロジェクトのチーフ・アドバイザーの岩崎嘉章氏は述べた。

3. 国内企業、商標の海賊行為で罰金

(タイ・ニュースサービス、2007年6月13日付)

クアンニン省の人民委員会は商標侵害で地元の企業に1億VND(6,250米ドル)の罰金を科した。

Ha Khau建築資材・建設会社は、Gieng Dayセラミック・建設会社のレンガとタイル製品の商標を違法に表示したことが明らかとなった。

省当局はHa Khau社に対し、同社の全製品でGieng Day社の商標使用を直ちに中止するよう命じた。

4. 6月にワシントンでベトナム-米国の合同委員会開催

(アジア・パルス、2007年6月21日付)

経済と貿易振興に関するベトナム・米国合同委員会の年次会議が、この6月18-19日にワシントンで開催された。

この会議は、ベトナム・米国相互貿易協定(BTA)の枠内で過去5年間の両国間の協力関係を再検討する目的で開かれたものだ。

両国は、2006-2007年度相互間の経済、貿易及び投資協力及び過去5年間(2001-2006年)のBTA実施状況、商品貿易、知的財産権、サービス、投資及び市場経済に沿ったベトナムの法的環境の改善、BTAにおける責任などを含めた幅広いテーマを討議した。

米国財務・司法省との反資金洗浄に関する法的規則、FED(連邦準備銀行)とのベトナム商業銀行の駐在員事務所開設の促進化、ハノイで実施された米国特許・商標局(USPTO)との知的財産権に関する責任の履行などもまた予備会議での重要な議題であった。

今回の会議の後、BTAがベトナム・米国間の意義ある協定になったとの見解を両国共に表明した。

5. 22,400件の文学作品の著作権登録される

(アジア・パシフィック・ニュースエージェンシー機関、2007年6月27日付)

ベトナムのWTO加盟と他の通商条約の締結により、国内の知的財産及び商標権遵守への機運が加速された。芸術家は自分たちの作品や利益を海賊行為から守ることの価値を素早く学んだ。それは今日まで22,400件の文学作品に対し14,000件の著作権と著作隣接権が付与されたことから明らかである。

この件数は最近ハノイで開催された文学芸術著作権部の20周年記念式典で発表された。

同部は積極的に会議やトレーニングワークショップ、セミナーを提供している。なぜならこれが国内の著作権エンフォースメントを推進し、国内の保護メカニズム目的と、また芸術作品に対する侵害行為や海外企業による侵害行為をゼロベースにするという政府の徹底した政策を示すことに役立つからだ。

当局では平均して年に10回のプログラムを組み、新聞、出版、映画、芸術、レコード、コンピューターソフトの分野で知的財産法の普及に努めている。

ラオス

1. 公正な競争と消費者保護を創る

(アジア・太平洋ニュース・エイジェンシー組織、2007年6月18日付)

ラオス人民共和国は、アセアン自由貿易圏(AFTA)に参加し、また世界貿易機関(WTO)への加盟に向かって進んでいる最中である現在、国内外に向けた貿易量の顕著な増加が見られる。

投資奨励政策を介して、ラオス政府は投資を拡大するための法的枠組みを整備し、同時にあらゆる事業家に対して公正な競争環境を提供する多大な努力をしている。同国における投資と発明考案を奨励する上で、知的財産はラオス政府にとって有効な手段の一つである。

知的財産権(IP)分野の首相令が施行され、WTOの要求事項の一環でもあるが、現在特許法が改正され、国会での承認審議中である。

偽造品に関しては、もしこの問題に何らかの対策を講じないと、発明の正当な所有主に損害を与えるばかりかラオス人民共和国の名声を傷つける事になると政府は警戒している。

日本製品はとりわけ模倣品による大きな被害を受けている。例えばユニチャーム日本株式会社は、生理用ナプキン「SOFY」やおしめ「MAMY POKO」など同社の有名商品の登録商標、デザインに対する侵害の被害者である。

最近では、国中至るところの商店に偽造品が広く出回っている状態だ。

そこでユニチャーム日本株式会社は、これらの侵害に対する対策要求を内閣官房庁、知的財産権・標準化・度量衡局に対して提出した。

この請求は関係当局に法令の遂行を求めるもので、それによりラオス人民共和国の法律に基づき正式に登録された商標権を保護することとなる。

これはまた公正な競争と商標に関する首相令の履行を確認するものだ。

2. チャンパサック、偽造品を焼却

(アジア・太平洋ニュース・エイジェンシー組織、2007年6月20日付)

ユニチャーム社の生理用ナプキン「SOFY」とおしめ「MAMY POKO」の擬似品・偽造品500点以上が去る土曜日、チャンパサック県で焼却された。

先週末、知的財産及び知的財産権(IP)の保護に関する首相令と関係法律の普及のための会議が閉会后、これらの擬似品の押収がチャンパサック県の市場で実施された。

この会議では、チャンパサックの市場で販売されていた擬似品の押収手段及びそれらに関係担当官の立会い下で廃棄することを承認した。これは日本のユニチャーム社の生理用ナプキン「SOFY」とおしめ「MAMY POKO」に関連する知的財産権、さらに同社に所有権が帰属するすべての登録商標、ワードマーク、ロゴ、三次元的形状、その他を保護するものだ。

ユニチャーム社は、ラオス全域、特に首都ビエンチャン、チャンパサック及び全県での偽造品、不法流通、偽造品販売への戦いに奮闘している。

これらの活動の他に商品使用における消費者保護活動も行われる。

インド

1. 米国、古来のインドヨガへの特許付与を拒絶

(アジェンス・フランセ・プレス、2007年6月5日付)

米国大使館からの声明によれば、米国は西洋のセレブの間で人気のある古来のインド式ヨガへの特許と商標の付与を拒絶した。米国政府は付与済の全特許のサーチを行った結果、「アサナス」ヨガあるいは体操への特許は発見されなかったと声明は述べている。

「米国政府はいかなるヨガの米国特許も認識していないが、米国商標特許局はヨガに関連して使われるかもしれない新規で明白でない考案物に特許を付与した。」と声明は述べているが、その対象物が何かは説明していない。

米国の声明は、インドの保健省筋が先週、ニューデリーは米国が付与したヨガ関連特許と商標を無効にさせるため、それらを精査していると述べたことを受けたものだ。

米国特許商標局のデータベースのサーチでは、ヨガに関連した何十件もの特許が付与され、その中には呼吸法が含まれるが、同様に商標では1,300件以上が登録されている。

過去にインドは、黄色い香辛料のターメリック、古来の抗生物質、殺菌作用のあるニームの木(インドセンダン)の葉への特許を無効にさせた経験がある。

2. インド、他国での特許阻止のためヨガの歌を訳す

(プレス・トラスト・オブ・インド・リミティッド、2007年6月6日付)

固有の富を侵害する者への防戦措置として、インドは、ヨガの5つのポーズを表現する古来のサンスクリットの歌詞を五カ国語に翻訳し、既に何世紀も前から知られていることで諸外国が特許を取得するのをやめさせようとする。

アユルヴェーダ、ヨガと自然療法、ユナニー、シッダと同毒療法局(AYUSH)は、モラジ・デサイ国立ヨガ研究所やケワル・ダム・オブ・プネのようなトップレベルの研究機関に、ヨギのアサナス(姿勢)を表現したサンスクリット語の歌詞を、英語、仏語、独語その他に翻訳することを委託した。

この動きは他国が、インド出身で高温多湿の部屋で行うヨガで特許を出願したビクラム・チョードリー氏のような出願に対し、特許を付与することを防ぐ目的からだ。

米国特許商標局は、150件以上のヨガ関連の著作権、その他ヨガ関連グッズへの何百件という商標登録を認めたと理解されている。

「伝統的知識資源分類(TKRC) ソフトウェアが翻訳に用いられるが、そこには、ヨガのポーズを示したビデオ画面も含まれる」と当局筋は述べた。

アユルヴェーダ、ユナニー、シッダのような他の伝統的医薬システムの電子図書化への作業も完成した。12万件以上の医薬の処方もデジタル化された。

一旦諸外国の特許局がデータベースを提供されれば、既に伝統的知識として記録された案件に対し特許が付与される事はない。米国でヨガのポーズに特許が付与されたことを強く問題視して、政府は既にワシントン駐在の外交筋に米国当局とこの問題を交渉するよう求めている。

保健省のAYUSH局は商業省の産業政策推進局にこの問題で書簡を送ったが、産業推進局ではそれに応え、ワシントンのインド外交筋にこの問題を訴え、米国通商代表部に対し働きかけをするよう求めた。

インドは過去にも、ターメリックとニーム(インドセンダン)の米国での同様の特許関連事件で勝利したことがある。

3. 税関、IPR侵害者への取締りで対策強化

(*エコノミック・タイムズ*、2007年6月7日付)

これは確かに、輸入商品による知的財産権侵害に苦しむ企業、特に多国籍企業にとり朗報である。財務省は輸入品による知的財産権侵害を削減するため新基準を導入する。

中央間接税務局筋の情報によれば、新規則では企業が特許、商標、著作権、地理的表示の侵害を発見した場合は、不平を申立て、輸入品をストップさせることができる。このような規則は、インドのIPR体制が世界貿易機関の発足後徐々に発展してこの方、制定されたことがなかった。

ナイキやリーボックのような有名ブランドの多国籍企業は、インド市場の販売や流通の段階でのみ偽物対策を取らねばならなかった。もし偽物が輸入されようとしても、インド市場に入る前に差し止めするための手続きがなかった。

新基準では企業は、どんな形のIPRの侵害でも税関局に訴えることで、偽物商品を港で差し止める力を与えられている。例えば、偽のロレックスの時計が輸入されようとしている場合、高価な製品の製造者またはその代理人は税関に申立てをしてその貨物の没収を要求することができる。税関局は当該商品を警告から1年間監視を続ける。

この動きにより多国籍企業は、偽物が中国などの国からインド市場に流入するのをチェックすることが可能となる。人気ブランドの製造会社は、インドは巨大市場であり、偽物の輸入品から保護されることは大きな救いだと感じる。中国の製造業者は特に人気ブランドを真似た商品の生産能力があると思われており、このような偽物は東南アジアの様々な市場で容易に入手できる。インドの会社は、IPR所有者の同意を得ずに、好みの特定ブランドの中国商品を手軽に輸入できる。新規則はこのような侵害に対する対抗手段を提供する。

政府はWTOへの義務履行のため、IPR基準を強化してきた。製品特許を導入後、UPA政府はIPRの侵害が見過ごされないよう詳細な手順を特定してきた。米国のような先進国はIPRの製品の基準を厳格にするよう求めている。

4. インド、米国に「ヨガシステムの不適切使用」の中止を求める

(*プレス・トラスト・オブ・インディア・リミティッド*、2007年6月13日付)

政府は米国駐在インド大使に、米国特許局を通じ「ヨガシステムの不適切な使用」の問題に対処するよう求めた。

「アユルヴェーダ、ヨガと自然療法、ユナニー、シッダと同毒療法局(AYUSH)は在ワシントンのインド大使に書簡を送り、米国特許商標局(USTPO)を通じ「インドのヨガシステムの不適切な使用」の問題に対処するため必要な措置を講ずるよう求めた。」と商業省の発表が伝えた。

ヨガのアサナス(姿勢)に関する特許はなかったものの、米国はヨガ関連で131件の特許を付与していると書簡では述べられている。

当地の米国大使館から商業省に提出された報告書によれば、USTPOのデータベースに掲載されている登録済又審査中の商標は3,700件に上る。

伝統的なインドの知識の目に余る商業目的の誤使用を防ぐため、政府はサンスクリット語の古文書を5つの外国語に翻訳し、世界中、特に米国とEUの特許事務所に送付するという野心的計画を打ち立てた。

AYUSHはモラジ・デサイ国立ヨガ研究所やケワル・ダム・オブ・ブネのようなトップレベルの研究機関に、ヨガのポーズを表現したサンスクリットの祈禱文を英語、仏語、ドイツ語その他に翻訳させる。

第一段階として、本年12月までに、150のポーズの訳文が完了する。この計画は1,500の最も一般的に使用されるクリヤス(kriyas)とアサナス(asanas)をカバーする。

5. 海賊版CD 35万ルピー相当押収、4名逮捕
(デイリーニュース&アナリシス、2007年6月14日付)

4人が逮捕され、海賊版CD 35万ルピー相当がCBDベラパー(ナビ・ムンバイ市のビジネス中心地)警察により押収された。ポルノ映画も押収され、CBDベラパーの鉄道駅近くで公然と販売していた4人が逮捕された。海賊版取締りを行う機関である知的財産権プライベート・アイのInbaraj Pandian担当官が警察に苦情を訴えた。

DVD1,020枚、CD、MP3とVCD350枚、ポルノ映画36本が同地から押収された。ベラパー警察によれば逮捕者は、Badshah Ajman Khan (35歳)、Geet Younus Khan (20歳)、Raghubir Singh (25歳)、Lahu Gaikwad (20歳)の4名だ。

これらの容疑者はすべてシオン・コリワダ(Sion Koliwada)の住人でかつて海賊版CDの卸売りに関係していた。4人はカー(Khar)住人のビジェイからCDを購入していたが、儲けに引かれ最近小売商を始めたとPandian担当官は述べた。

海賊版CDには「ローカンドワラーで撃て(Shootout at Lokhandwala)」や「Cheeni Kum」のような最新作も含まれていた。逮捕者は著作権法のような様々な条項違反で処罰を受ける。

この事件に触れ、Pandian担当官は偽のCD販売はナビ・ムンバイ市とムンバイ市で増加していると述べた。違法業者により12ルピーで購入されたCDは100ルピー、時には150ルピーで販売され、生産者にだけでなく政府にも損害を与える。偽のCDやVCDはエレクトロニクス機器にも問題を与えかねない。

6. ガン医薬品特許訴訟、新しい局面に遭遇
(タイムズ・オブ・インド、2007年6月19日付)

スイスの製薬大手ノバルティスAG社がインド政府の決定に不服を示し、2名の裁判官から構成される知的財産審判廷(IPAB)に利害衝突の異議を申立てたため、長らく待たされていたガン医薬品特許の上訴審は、次の月曜日になっても審理開始しない模様だ。

なぜ政府の代理として宣誓した一役人が、同じ事件を扱う判事に変身することができるのか？

ノバルティス側は、インド特許局の元特許意匠商標総局長で、現在同審判廷の技術担当官であるS. チンドラセカラン氏に対して異議を申し立てた。これは昨年、ガン医薬品グリベックの特許出願を拒絶した同氏の部下の決定に反対して上訴する事件に関するものである。

知的所有権の貿易に関連する側面(TRIPs)の合意に則ったインドの義務に対応し、2005年施行の特許法下、IPABによる初めての特許に関する上訴事件として、世界中から鋭い眼差しを向けられ、政府は苦しい立場に置かれていた。

チンドラセカラン氏は、わずか二ヶ月前にIPABの技術担当官(特許)として任命されており、もし今回、IPABに提訴された最初の事件で、自己否定を強制されることになれば政府にとっては困惑を隠せない事態になるだろう。

さらに同氏が特許に関する上訴を扱うIPAB唯一の技術担当官であることから、注目を集めるグリベック訴訟は、マドラス高等裁判所に差し戻されることになりそうだ。

2006年1月、チェンナイの特許支局は、グリベックの基礎となる分子は1993年に発見されたものであり、これはインドで医薬品特許が付与開始される2年前であるという理由から、同医薬品に対する特許出願を拒絶した。

ノバルティス社は、マドラス高等裁判所に上告したが、同裁判所はチンドラセカラン氏のIPAB担当官の任命を受けて、事件をIPABに移管した。IPAB法廷は、チンドラセカラン氏と法律専門担当官MHSアンサリ氏から構成されており、ノバルティスの訴えに対して、7月2日までに応答するように政府とジェネリック薬製造会社に要求していた。

パキスタン

1. WIPOが知的財産権セミナーを開催 (ビジネス・レコーダー、2007年6月6 7日付)

中小企業開発局 (Smeda)、知的財産権局 (IPO)、パキスタン及び日本の特許庁 (JPO) の協力を得て、WIPO は食品加工業界における中小企業の知的財産権使用をテーマに討議するためのワークショップを開催した。この機会に、知的財産権局長ヤシーン・タヒール氏、東京の日本特許庁の原 真一郎 係長、ジュネーブのWIPOプログラム専門官、フランソワーズ・シモン ヴィアンヌ女史が、開会メッセージを述べた。

ビジネスのグローバル化が、国境を超えたグローバルな標準で国産品或いはサービスを計るよう経済・財務管理者たちに強要するのだとサハブ・カワジャ氏は語る。このような状況が経済的・事業的利益と知的財産権を結び付けるのだという。また同氏は、パキスタンのような発展途上国の中小企業間でもIPシステム使用が進行していると付言した。

パキスタンは、知的財産権局を設立してIPの可能性促進に強固なイニシアチブを取り、また中小企業開発局は、パキスタンの中小企業の競争力を強化するために、WIPO、IPOと協力して知的財産の重要性に関する意識向上に努めている。

この機会に、ジュネーブのWIPOプログラム専門官、フランソワーズ・シモン ヴィアンヌ女史は、今回のワークショップ開催支援に関連して中小企業開発局と知的財産権局に対して感謝の意を表明した。中小企業の拡大する経済的重要性を踏まえてWIPOは幾つかのプログラムを再方向付けしたという。

WIPOの国際事務局が提出した中小企業、零細企業も含めた、知的財産権の必要性を中心に置いた活動に関する実質的な新プログラムの作成を求める提案が2000年9月のWIPO総会で承認されたと同女史は語る。

さらに製品の確認、製造技術、正しい製品開発、実用に先駆けた商標の採用、製品の試用とテスト、対象顧客層、広告キャンペーン、包装、価格、新製品売出し、通常チャンネルを介した配布、発明過程における時間と人的資源、特許取得に使われた費用などについて討議された

2. マイクロソフト社、LGがパキスタンで特許契約に調印 (アジア・パルス、2007年6月15日付)

新聞報道によると、マイクロソフト社とLGエレクトロニクス社(LGE)は、現行及び将来の製品ライン開発に関するクロスライセンス契約を締結したと発表した。

知的財産 (IP) 擁護のための理想的な実用モデルを開発するため、そして消費者用エレクトロニクス製品、遠距離通信、コンピューター・ハード供給元を含めた関係者による知的財産権の尊重、業界の先端軍団との掛け橋作りを目的として最近、マイクロソフト社は特許契約に力を注いでいる。

この契約によって、LGEはリナックス・ベース内蔵のデバイスを含むマイクロソフト社の特許発明をその製品に使用する事が可能となる。またマイクロソフト社はLGEの特許へのアクセスが可能となり、現在はビジネス・ソリューション供給元のマイクロコネクト・グループが所有するLGEの他の特許にライセンスを与えられるようになる。

この契約の金銭的条件は非公開だが、マイクロソフト社はシステム運営とコンピューター関係の特許の代価をLGE及びマイクロコネクトに対して等価支払いする事を双方同意し合ったという。

またLGEは、LGE製品であるリナックス・ベース内蔵のデバイスに関わるマイクロソフト社の特許価値に相応する金額をマイクロソフト社に対して継続的に支払う。

過去12ヶ月の間に、コンピューターのハードやソフト及び遠距離通信ソリューション部門の世界先端企業間の掛け橋を築くためにマイクロソフト社はノベル、サムスン、NEC、フジ・ゼロックス、セイコー・エプソン、ノーテルとも同様な契約を結んだと発表した。

3. 地理的表示に関するセミナー開催

(ビジネス・レコーダー、2007年6月22日付)

パンジャブ州の商業・投資局シード・アハメド・アルビ局長の後援で地理的表示に関する2日間のセミナーが開催された。

パンジャブ州チャウンドリ・ペルバイス・エラヒ知事指揮下の商業・投資局は、栽培者、製造者、投資家などが自らの地理的表示に対し保護を受けやすくするための指導をした。

地理的表示と製品の登録に関する計画は、商業・投資局マクスード・アハメド・チャウンドリ副局長が指揮する商業・投資局が実施した最初の事業で、地理的表示のある製品の開発と普及に重要な役割を演じる事になる。

知的所有権の貿易に関連する側面(TRIPs)に関する合意に則った地理的表示は、特定の領土、地方或いは地域を原産地とする製品で、製品の品質、評判、その他の特徴が本質的に地理的な原産地に起因するような製品に対する表示である。

今回のセミナーのプログラムはマンゴー、園芸栽培、遺産継承の3つのコースだった。商業は国内問題だが輸出品供給チェーンに努力を集中し、官民共同パートナーシップとジョイントベンチャーが奨励されるべきだと、シード・アハメド・アルビ氏は説明する。

サルゴダにあるオレンジ研究所のニアズ・アハメド所長が聴講者に語ったところでは、パキスタンでは年間2百万トンのオレンジが生産され、種無しキノー(Kinnow)種が普及し、現在、153品種が研究中だという。

最後のコースは、遺産継承に関するもので、サイフル・レーマン・ダール元考古学局長が議長を務め、ラホール・カレッジ女子大学のヌドラ・シャバス・ナイーム女史がわれわれの遺産を築き保護する事が、世界で価値ある重大事業だと強調した。

アラブ首長国連邦

1. アラブ首長国連邦の知的財産権擁護

(アジア・太平洋ニュースエージェンシー組織、2007年6月3日付)

アラブ首長国連邦政府の省庁開発省のビン・サイード・アル・マンスーリ大臣によると、同省は、IT産業部門育成の目的から知的財産権と合法的コンピューター・ソフト使用を支持し、投資をもっと勧誘し、海賊版ソフト率に関する国際報告でアラブ首長国連邦の地位を改善したい考えとの事だ。

同大臣によると、同国の地場IT産業とその技能の支援と奨励のために、省庁はアラブ首長国連邦の全政府機関に本物ソフトを供給する業者との間で包括的な合意に署名する事になるといふ。このコメントは、IT及び遠距離通信そしてオリジナル物ソフトの使用、知的財産権擁護に関連する努力と活動の調整役を演じる政府チームの会合でアル・マンスーリ大臣が述べたものだ。

この件に関する連邦政府と地方政府の間の調整は連邦政策の一環であり、ソフトの開発者及び供給元と標準化された合意を結ぶ事の重要性を力説した。

2. UAEで新たなIT再販業者の海賊行為取締りで逮捕と没収増加

(中近東会社ニュース、2007年6月5日付)

知的財産権法違反者に対するアラブ首長国連邦の厳しい態度は明確であり、アラブ首長国連邦のエンフォースメント当局によって2つの首長国におけるIT再販業者に対する新たな手入れが実施された。今回の手入れは、ビジネス・ソフトウエア・アライアンス(BSA)のメンバーであるマイクロソフト社の率先によるものだ。

今回の手入れは、ドバイのプール・ドバイ地区のIT再販業者を対象として実施され、3名の逮捕者、そして不法ダウンロード・ソフトを入れたコンピューター4台及びウィンドーズXPサービス・パックを含む海賊版ソフトCD118枚が押収された。またアブダビでの手入れでは、4名の逮捕者、そして3台のコンピューター、海賊版ソフトを入れた84枚のCDが押収された。

3. ドバイ税関が、知的財産権に関する第4回国際会議を主催

(中近東会社ニュース、2007年6月11日付)

ドバイは、来る2008年2月5日 7日の期間、偽造品・海賊行為と戦う第4回国際会議を主催する。

世界税関機構(WCO)の事務局長ミッシェル・ダネ氏は、この地域におけるビジネスの中心地というドバイの立地と知的財産権擁護をより強化する見事なニシアチブを評価する声明を出した。

この重要な国際的会議は、ドバイ税関の支援そしてインターポール、世界知的所有権機構(WIPO)、国際商工会議所(ICC)とその模倣品・海賊版防止ビジネス・アクション(BASCAP)、国際商標協会(INTA)、国際安全保障管理協会(ISMA)の協賛をえて、世界税関機構(WCO)が主催する。

上記の声明文は、2007年6月、ドバイ税関本部で開催された会議運営グループの会合の際に出された。また知的財産権に関する第4回国際会議開催準備のプロセスとしてドバイ税関チームは、先にブリュッセルの世界税関機構本部を訪れている。

声明文の作成に当って、世界税関機構の事務局長は、ドバイ税関の支援を歓迎し、これ

バーレーン

バーレーンのIT部門では海賊行為がまだ横行
(ミストニュース、2007年6月4日付)

バーレーンのIT部門市場の60%以上を占めると言われる偽造ソフトで分かるように海賊行為は、いまだに横行していると産業アナリストは言う。国際的ソフト産業によって設置された安全で合法的なデジタル複製品を目指すビジネス・ソフト・アライアンス(BSA)の新調査によると、バーレーンにおける海賊版ソフトの数量は2005年以来安定しているという。なおこの調査は世界102ヶ国を網羅しており、また「バーレーン」のIT産業は、増加する需要の中でその拡張期にあると指摘する。

ヨルダン

ヨルダン税関、JISM、ASEZA及びダイムラー・クライスラー社が偽スペア部品退治で協力
(中東会社ニュース、2007年6月10日付)

ヨルダン税関、ヨルダン標準・計量研究所 (JISM)及びアカバ特別経済区庁(ASEZA)が、ダイムラー・クライスラー中東社と協力してアンマンとアカバで研修を実施した。

このコースは、100名近い代表者が参加して、メルセデスベンツの偽スペア部品の購入と使用の危害から消費者を守るキャンペーンから始められた。偽造品は全取引の5-10パーセントを占めると推定され、政府の関税及び税金収入に直接影響を及ぼしている。

「政府当局と製造業者の間の相互協力が、偽スペア部品使用と所有権侵害に立ち向う勝ち戦さのカギだ」とダイムラー・クライスラー中東社のブランド保護担当支配人マン・アル・ハマウィ氏は語る。

「所有主の承諾なしに商標を使用する事は、ヨルダン及び国際法に違反する事だ。」

自動車スペア部品偽造は、顧客の安全に関する深刻な問題を抱えている。例えば、偽ブレーキ・パッド或いは偽ウインドー・スクリーンの使用は、ドライバーとその家族の安全を脅かし危険な状態に陥れる可能性が大きい。

「これらの偽造部品は、低品質の材料を用いて、安易に利益を上げるだけのために製造されたもので、我がダイムラー・クライスラー社で実施しているような幅広い品質テストを受けていない。」とアル・ハマウィ氏は付言する。

「顧客は良い買い物をしたと考えるかもしれないが、もし疑わしい部品があれば、ヨルダンにおける総配給元T.ガルグール&フィルス社のネットワークに持ち込むようにアドバイスしている。そこでは資格あるスタッフが喜んで顧客の手伝いをする。」

T.ガルグール&フィルス社の部品担当支配人もまた乗客及び運転者の安全のために、良質な本物の部品を使用する事の重要性を訴える。

ダイムラー・クライスラー社は、消費者及び製造者の所有権の保護に関するヨルダン税関、JISM 及びASEZA の努力に対して感謝の意を表した。

レバノン

コンピューター、ソフトの海賊版は下降、損害額は上昇 (デイリースター、2007年6月13日付)

ビジネス・ソフトウェア・アライアンス (BSA) によると、レバノンにおける海賊版コンピューターとソフトは、2005年の76パーセントから2006年の73パーセントに低下したが、不法行為による損害額は4百万ドル増え3千9百万ドルに跳ね上がっている。世界中で著作権違反を監視しているBSAは、ある広報資料の中で、海賊行為に関してレバノンは中東において最悪国順位で第3位に格付けされ、世界では第35位であると述べている。

BSAの担当者は、海賊行為横行の理由をコンピューター犯罪・知的財産権局 (CCIPRB) の仕事を妨げる不安定要因と諸々な出来事のせいだと指摘する。

さらに海賊業者は、このドサクサを利用してその活動を拡大していると付言する。「しかし、BSAを含む著作権保護活動も積極的で、去る1月、ルーメイト刑務所で、何千何百という山積みになった海賊版CDやDVDを見せしめに破壊した。」とBSAの担当者の一人アリ・ハラケット氏がある声明の中で述べている。

知的財産権のエンフォースメントは、世界貿易機関 (WTO) 加盟の厳しい条件の一つで、レバノン政府は同機関に対して著作権侵害の低減を約束した。

しかしWTO 加盟前の障害一掃に力を尽くすサミ・ハダッド経済・貿易大臣も、撲滅のためには更なる努力が必要と認めている。

海賊版ソフトに対する戦いは、2006年には進展が見られたとBSAはその報告書の中で次のように述べている。「今回の調査に含まれる102カ国において2005年から2006年にかけて62カ国で海賊行為率が低下した」と、また海賊行為率は13カ国において増加したと付言する。

「しかし世界のパーソナル・コンピューター市場が、海賊行為率の高い国々或いは地域で早急な成長を遂げたために、世界におけるパーソナル・コンピューター海賊版ソフト率は3年連続35パーセントとなっている」と言う。同時に市場サイズが、2006年度には顕著に成長したために海賊版による損害も50億ドルを超える数字となり、2005年と比較して15パーセント増という結果であった。